

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考細則

平成16年10月1日
細則第 44 号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考規程（平成16年規程第2号。以下「規程」という。）第20条の規定に基づき、学長の選考に関し必要な事項を定める。

(学長候補者の選考の公示)

第2条 規程第6条に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学長選考を行う理由
- (2) 学長候補者の資質要件
- (3) 学長の任期
- (4) 学長選考の日程
- (5) 第1次学長候補者の推薦に関する事項（規程第17条の再任審査の場合は除く。）
- (6) その他学長選考の実施に必要な事項

(推薦の提出書類)

第3条 規程第7条の推薦を行う者は、次に掲げる書類を学長選考・監察会議の議長に提出する。

- (1) 学長候補者推薦書（様式第1-1号又は第1-2号）
- (2) 履歴書（様式第2号）
- (3) 学長候補者抱負（様式第3号）
- (4) 同意書（様式第4号）
- (5) 推薦理由（様式第5号）

(推薦の受付)

第4条 規程第7条の推薦の受付期間は、5日間とする。

(第2次学長候補者の公示)

第5条 規程第8条第3項に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 略歴
- (3) 業績
- (4) 抱負
- (5) 選出理由

(投票実施委員会)

第6条 規程第10条に規定する投票実施委員会(以下「委員会」という。)は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長選考・監察会議から選出する者 2人
- (2) 研究科長の推薦により選出される者 領域ごとに各1人

2 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 意向投票の公示に関する事。
- (2) 投票資格者の名簿作成に関する事。
- (3) 意向投票の実施に関する事。
- (4) 意向投票の結果の判定及び確定に関する事。
- (5) 意向投票の結果の公表に関する事。
- (6) 学長選考・監察会議への意向投票の結果の報告に関する事。
- (7) その他意向投票の実施に関する必要な業務

3 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員のうち学長選考・監察会議が指名する者をもって充てる。

4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

5 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員会は、学長選考・監察会議が学長候補者を決定したときに任務を終了し、解散する。

(投票の公示)

第7条 規程第11条に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 意向投票の日時及び場所
- (2) 第2次学長候補者の氏名
- (3) その他意向投票の実施に必要な事項

2 公示は、投票日の14日前までに行う。

(投票資格者名簿の作成等)

第8条 委員会は、規程第11条の公示日(以下「投票公示日」という。)において、投票資格者の名簿(様式第6号)を所属毎に50音順に作成する。

2 前項に規定する投票資格者の名簿は、投票公示日から投票の前日までの期間閲覧に供する。

3 規程第12条ただし書に規定する「海外渡航」とは、6箇月以上の海外渡航をいう。

(異議申立等)

第9条 投票資格者は、投票資格者名簿に脱漏、誤記等があると認め

たときは、投票の前日までに委員会に異議を申し立てることができる。

- 2 委員会は、前項の申立てがあった場合、その内容を審査し、正当と認めたときは直ちに名簿を補正する。

(投票所)

第9条の2 規程第13条に規定する意向投票は、第7条第1項の意向投票の場所(以下「投票所」という。)において行う。ただし、規程第12条に規定する投票資格者のうち、6箇月未満の海外渡航中のものであって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第5条第1項第14号に規定するものが、規程第8条第3項の公示の日において、投票所において投票を行うことができないことが明らかであるときは、当該投票資格者の申出により信書便(以下「郵便等」という。)による不在者投票を行うことができる。

(投票用紙等)

第10条 投票用紙は、投票日に投票所において身分証明書等で投票資格者であることを確認のうえ交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第9条の2ただし書きの規定により郵便等で不在者投票を行おうとする者の投票用紙は、第14条第2項の規定により提出された身分証明書等の写しにより投票資格者であることを確認し、郵便等により交付することができる。
- 3 前2項の投票用紙は、様式第7-1号又は第7-2号とする。
- 4 第2項の規定により、投票用紙を交付する場合は、不在者投票(郵便等)封筒(様式第7-3号。不在者投票(郵便等)外封筒及び不在者投票(郵便等)内封筒をいう。)を同時に交付するものとする。
- 5 第2項及び前項により投票用紙及び不在者投票(郵便等)封筒(以下「投票用紙等」という。)を交付した場合で、郵便事情等により投票用紙等が第2項の郵便等で不在者投票を行おうとする者に到達しないときは、その交付に関し委員会は其の責を負わない。

(投票所及び投票箱の閉鎖)

第11条 委員会は、投票時間が終了したとき又は投票資格者のすべてが投票を終えたときに、投票所及び投票箱を閉鎖する。

- 2 投票所及び投票箱を閉鎖した後は、何人も投票することができない。

(開票)

第12条 開票は、委員会の委員3人以上が立ち会う。

- 2 前項の開票は、前条第1項に規定する投票所及び投票箱を閉鎖後、

直ちに行う。

(投票の効力)

第13条 意向投票において、次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いていないもの
- (2) 投票における白票
- (3) 第2次学長候補者以外の者の氏名を記載したもの
- (4) 2人以上の氏名を連記したもの
- (5) 第2次学長候補者の氏名、所属のほか、他事を記載したもの。
ただし、職名、又は敬称を記載したものは、この限りでない。
- (6) 何人を記載したか確認し難いもの

2 前項に定めるもののほか、投票の効力については委員会が決定する。

(不在者投票)

第14条 規程第14条第1項に規定する不在者投票を行う者は、投票所において不在者投票申出書(様式第8-1号)を委員会に提出する。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項の郵便等で不在者投票を行おうとする者は、郵便等又は電子メールその他の電磁的記録により不在者投票(郵便等)申出書(様式第8-2号)及び身分証明書等の写し(以下これらを「不在者投票(郵便等)申出書等」という。)を投票公示日から投票日前6日までの間に委員会に到達するよう提出しなければならない。

3 前項により不在者投票(郵便等)申出書等を提出した場合で、郵便等の事情、インターネット等の通信環境等により不在者投票(郵便等)申出書等が前項の期間に委員会に到達しないときは、その申出に関し委員会はその責を負わない。

4 不在者投票は、投票日前10日から投票日の前日までとする。

5 第9条の2ただし書きの規定により郵便等で不在者投票を行う者(以下この項において「投票者」という。)の投票は、投票用紙に投票の記載をし、投票者がこれを不在者投票(郵便等)内封筒に入れて封をし、さらに、表に当該投票者が署名をした不在者投票(郵便等)外封筒に不在者投票(郵便等)内封筒を入れて封をし、委員会に提出する方法により行うものとする。この場合において、当該投票用紙は、前項の期間(次項に定める休日を除く。)に委員会に到達するよう提出されなければならない。

6 不在者投票は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に行うことができない。

(投票の集計等)

第15条 委員会は、投票総数を集計し、投票人総数と照合する。

2 委員会は、投票用紙を点検し、得票数を集計のうえ開票報告書(様式第9-1号又は第9-2号)を作成する。

3 委員会は、前項の開票報告書を学長選考・監察会議の議長に提出する。

(再任審査の提出書類)

第16条 規程第17条第2項に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 学長候補者抱負(様式第3号)

(2) 業績調書(様式第10号)

(学長候補者の選考)

第17条 規程第18条第3項に定める選考の方法は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるところにより行う。

(1) 第2次学長候補者が複数の場合 単記無記名投票を行い、その得票が最多でかつ過半数に達した者を学長候補者とする。ただし、得票が過半数に達しなかった場合は、得票数の上位2人による決選投票を行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(2) 第2次学長候補者が1人の場合又は規程第17条の再任審査の場合 無記名による信任投票を行い、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第18条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年6月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年1月20日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年1月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和2年10月6日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 - 1 号 (第 3 条関係)

受付番号 No. _____

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長候補者推薦書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学長選考・監察会議議長 殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学長選考・監察会議委員

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考規程第 7 条第 1 項第 1 号の規定により、学長候補者として _____ 氏を推薦
します。

なお、同人に学長候補者となることの同意を得ています。

様式第 1 - 2 号 (第 3 条関係)

受付番号 No. _____

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長候補者推薦書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学長選考・監察会議議長 殿

推薦者代表 _____

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考規程第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、学長候補者として _____ 氏を推薦します。

なお、同人に学長候補者となることの同意を得ています。

推薦者 (自署)

区 分	所 属	職 名	氏 名
推薦者代表			
推薦者			

様式第2号（第3条関係）

履歴書

受付番号 No. _____

ふりがな 氏名	()		男・女
生年月日	年	月	日生 (歳)
本籍	都道府県名		
現住所	〒 Tel () —		
学位称号	学位名等	大学名	年 月
学 歴			
年 月	(大学又はこれらと同等以上と認められる学校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴すべてについて記入し、その他の者は、最終学歴について記入してください。)		
職 歴			
年 月	(職歴のすべてについて記入し、職名、地位等についても記入してください。)		

研 究 業 績

1 論文・著書（主な論文・著書を記入）

教 育 業 績

（教育業績で特記すべき事項を記入）

学会及び社会的活動の状況

1 学会活動（学会・協会等における活動状況を年月順に列記）

2 社会活動（国・地方公共団体の委員会及び各種団体における活動状況を年月順に列記）

その他特記すべき事項

1 受賞等（受賞等その他特記すべき事項を年月順に列記）

2 その他（教育研究業績以外で特記すべき事項を記入）

以上のとおり相違ありません。

年

月

日

氏名（自署）

様式第3号（第3条、第16条関係）

受付番号 No. _____

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長候補者抱負

学長候補者氏名	(自署)

様式第4号（第3条関係）

受付番号 No. _____

同意書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学長選考・監察会議議長 殿

氏名 _____（自署）_____ 印

貴大学長候補者として推薦されることに同意します。

様式第5号（第3条関係）

受付番号 No. _____

学長候補者の氏名 _____

推 薦 理 由

※資質要件に対応した事項を含めて、1,000字程度を目安に記入してください。

様式第7-1号（第10条関係）

* 第2次学長候補者が2名以上の場合
（表面）

折 り 目	学内意向聴取 投票用紙 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 学長選考・監察会議 法人 之印
-------------	---

（記入面）

投票上の注意 一・ 第2次学長候補者のうちから一名を記入すること。 二・ 第2次学長候補者以外の氏名は書かないこと。	学 長 候 補 者 氏 名
--	---------------------------------

様式第7-2号（第10条関係）

* 第2次学長候補者が1名の場合
（表面）

折 り 目	学内意向聴取 投票用紙 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 学長選考・監察会議 法人 之印
-------------	---

（記入面）

投票上の注意 一、学長候補者として可とする場合は、記号欄に○の記号を記載すること。 二、学長候補者として否とする場合は、記号欄に○の記号を記載すること。 三、無記載及び○又は○の記号以外の記載は、無効とする。	<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">記号欄</td></tr><tr><td style="text-align: center;">○</td></tr><tr><td style="text-align: center;">○</td></tr><tr><td style="text-align: center;">○</td></tr><tr><td style="text-align: center;">○</td></tr></table>	記号欄	○	○	○	○
記号欄						
○						
○						
○						
○						

様式第7—3号（第10条、第14条関係）

不在者投票（郵便等）封筒

* 外封筒

* 内封筒

（表）

（裏）

国立大学法人
奈良先端科学技術大学院大学
学長候補者
学内意向聴取不在者投票

所属

投票者氏名

投票年月日（元号）年 月 日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学長選考・監察会議
法人之印

様式第 8 - 1 号 (第 1 4 条関係)

受付番号 No. _____

不在者投票申出書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
投票実施委員会委員長 殿

氏名 _____

私は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考規程第 1 4 条第 1 項の事由により、 年 月 日に公示のあった投票日 (年 月 日) に投票できないため、不在者投票を申し出ます。

様式第8-2号（第14条関係）

受付番号 No. _____

不在者投票（郵便等）申出書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
投票実施委員会委員長 殿

氏名 _____

私は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考規程第14条第1項の事由により、 年 月 日に公示のあった投票日（ 年 月 日）に投票できないため、身分証明証等の写しを添えて、郵便等による不在者投票を申し出ます。

なお、投票用紙及び不在者投票（郵便等）封筒は、下記に記載の送付先に郵送してください。

投票用紙及び不在者投票（郵便等）封筒の送付先

--

様式第9-1号（第15条関係）

* 第2次学長候補者が2名以上の場合

開票報告書

- 1 投票実施日 年 月 日 ()
- 2 投票開始及び終了時間 時 分から 時 分
- 3 開票所
- 4 開票開始及び終了時間 時 分から 時 分
- 5 投票資格者数 名

6 投票総数

投票総数 (内 不在者投票数)	有効投票数	無効投票数
()		

7 開票結果

第2次学長候補者氏名	得票数	備考

8 開票立会人

印
印
印

年 月 日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
投票実施委員会

様式第9-2号(第15条関係)

*第2次学長候補者が1名の場合

開票報告書

1 投票実施日 年 月 日 ()

2 投票開始及び終了時間 時 分から 時 分

3 開票所

4 開票開始及び終了時間 時 分から 時 分

5 投票資格者数 名

6 投票総数

投票総数 (内 不在者投票数)	有効投票数	無効投票数
()		

7 開票結果

票数		備考
可	否	

8 開票立会人

印
印
印

年 月 日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
投票実施委員会

様式第10号（第16条関係）

受付番号 No. _____

業績調書

氏名	(自署)
研究に関する業績	
教育に関する業績	
経営・管理運営に関する業績	
その他（国際交流・地域貢献等）の業績	

※学長の任期における本学の業績を総括してください。